

2024年（令和6年）8月1日

tellas 株式会社  
代表取締役 池田 匠汰 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島  
理 事 長 木 村 豊  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号  
第3ウエノヤビル3階D号室  
特定非営利活動法人消費者ネット広島  
<http://www.shohinet-h.or.jp/>  
電話 (082) 962-6181/FAX (082) 962-6182

## 申 入 書

謹啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

当法人は、消費者契約に関する調査・研究、救済・支援、啓発事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者、消費生活相談員、研究者、弁護士、司法書士らで構成しているNPO法人で、2008年（平成20年）1月29日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条の認定を受けた適格消費者団体です。

今般、貴社が販売するb.risエアリーカラーリングフォームを「お試し価格」だと思いインターネットで注文したところ、請求書等で「定期購入」になっていることを知った。ネットでは「1回でもやめることが出来る」「次回お届け15日前までなら電話で解約できる」との記載があるので電話したら解約できないと言われた。このような行為は消費者を欺く行為ではないか、との情報提供がありました。

当法人で検討した結果、法に反するおそれがあると判断し、以下の通り申し入れさせていただきます。

### 【申入れの理由及び内容】

貴社が販売するb.risエアリーカラーリングフォームは、その特設サイト（以下「本件サイト」といいます。）にて、「初回に1本お届けし、その翌日から90日毎3本ずつお届けする定期コースです」として、いわゆる定期購入契約とされています。また、貴社のウェブサイトでの商品詳細ページでは「都度購入」とは別に「定期コー

ス」のページが設定されていること、及び、貴社の特定商取引法に基づく表記には、「白髪集中ケアコース」として「初回に1本お届けし、その約90日間隔で3本を3回（初回から数えると4回）お受け取りいただけるお客様に限り、お得なお値段でお届けをする定期便」と記載されているとともに「初回から4回のお受け取りが必須」とされていることからして、上記定期購入契約は中途解約ができないものとされています。

ところが、本件サイトには、令和6年7月22日現在、①「いつでも解約連絡OK」②「お気に召さなければ2回目以降は解約可能です。ご解約・ご変更の際はお届け日の15日前までにご連絡ください」③「当社の定期コースはいつでも解約の連絡OK 継続回数のお約束はございません。次回発送予定の15日前までにご連絡いただければお休み・解約いただけますのでご安心ください」と表示されています。さらに、本件サイトには、よくある質問として④「Q 1回でもやめることができますか?? 可能です。」と表示されています（以下①②③④の表示をあわせて「本件表示」といいます。）。

本件表示は、いわゆる中途解約することができない定期購入契約であるにもかかわらず期間満了前に一般消費者が無条件で解約することができるかのような表示であるという点で、実際のものよりも取引の相手方に有利な取引条件であると一般消費者に誤認されるものであり、有利誤認表示として不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号により禁止されているものです。

貴社におかれましては本件サイトから本件表示を削除していただきますよう、本書面にて申し入れます。

以 上